

漁業共済の状況について

～漁業共済制度のこれまでと今後～

水産庁漁政部漁業保険管理官

令和5年9月

1. 漁業共済制度の概要

- 漁業共済は漁獲金額が不漁等により減少した場合の損失など中小漁業者が異常の事象又は不慮の事故によって受けることのある損失を補償することにより、漁業再生産の確保と漁業経営の安定に資することを目的
- 漁業者の被る損害を国が直接救済するのではなく、中小漁業者の相互救済の精神に基づき漁業者から集めた掛金を基本的な原資として「保険」の仕組みを活用して行う共済事業

漁業共済の種類及び内容

漁獲共済	<p>漁船漁業、定置漁業及び一部の採貝・採藻業を対象とし、不漁等を原因とする漁獲金額の減少（P Qの減）による損失（<u>操業経費相当分の一部</u>）を補償</p> <p style="text-align: right;">【収穫高保険方式、いわゆるP Q保険方式】</p>
特定養殖共済	<p>のりやほたて貝等の特定の藻類・貝类等養殖業を対象とし、生産量減少、品質低下等を原因とする生産金額の減少（P Qの減）による損失（<u>養殖経費相当分の一部</u>）を補償</p> <p style="text-align: right;">【収穫高保険方式、いわゆるP Q保険方式】</p>
養殖共済	<p>一部の魚類・貝類養殖業を対象とし、養殖水産動植物の死亡、流失等（Qの減）による損害（<u>養殖経費相当分の一部</u>）を補償</p> <p style="text-align: right;">【物損保険方式】</p>
漁業施設共済	<p>養殖施設又は定置網等の漁具を対象とし、その供用中の損壊等による損害を補償</p> <p style="text-align: right;">【物損保険方式】</p>

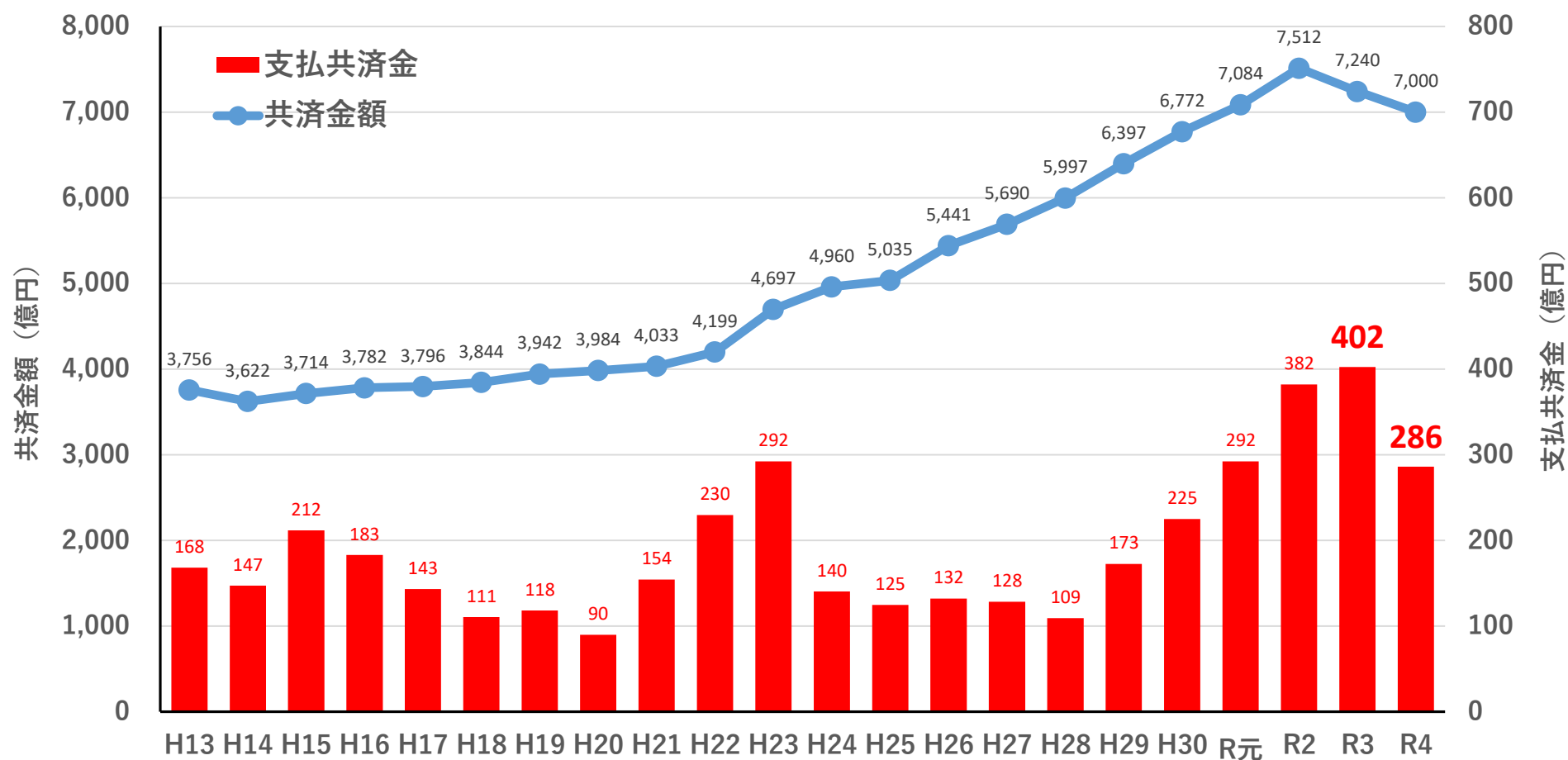
※「収穫高保険方式」… 被共済者の契約期間中の生産金額（P Q）が、過去の生産実績等を基に定められる補償水準に達しない場合に、減収分を補償する保険方式

※「物損保険方式」… 被共済者が損害を被った数量（Q）に、単位当たり共済価額を乗じて得た金額を補償する保険方式

2. 漁業共済の支払実績など近年の状況について

- 近年の漁業共済の支払実績はスルメイカやサンマ等の不漁が恒常化し、加えてコロナ禍による影響により令和3年度過去最大の402億円となり、令和4年度は286億円と前年度より減少したものの依然として高い水準

漁業共済の支払実績等



3. 持続的かつ安定的な制度運営に向けて

- 新たな水産基本計画で示された方針に従って、漁業者の皆様が安心して漁業を継続していただけるよう、事業の円滑な実施を確保しながら、併せて持続的かつ安定的な制度運営に向けて必要な検討を進めてまいりたい

水産基本計画（漁業共済関係部分抜粋）

- ✓ 漁業共済制度は、自然災害や水産物の需給変動といった漁業経営上のリスクに対応して漁業の再生産を確保し、漁業経営の安定を図る重要な役割を果たしており、漁業者ニーズへの対応や国による再保険の適切な運用等を通じて、事業収支の改善を図りつつ、両制度の持続的かつ安定的な運営を確保する。
- ✓ 資源管理や漁場改善に取り組む漁業者の経営を支える漁業収入安定対策については、海洋環境の変化等に対応した操業形態の見直しや養殖戦略、輸出戦略等を踏まえた養殖業の生産性の向上など、資源管理や漁場改善を取り巻く状況の変化に対応しつつ、漁業者の経営安定を図るためのセーフティーネットとして効果的かつ効率的にその機能を発揮させる必要がある